

特別児童扶養手当のお知らせ

この制度は精神または身体に障がい... 有する児童を養育する父母等に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

【受給資格者】

- 20歳未満で精神または身体に障がい... 受給資格者(請求者)や対象児童が日本国内に住所を有しないとき

【手当額(令和4年4月から月額)】

- 1級 52400円
2級 34900円
ただし、受給者もしくはその配偶者、または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき、手当は支給されません。

問 役場福祉課福祉係 ☎(574) 2214

『とよころ消費生活塾』受講者募集

高額な振り込み詐欺や商品の不適切な表示など消費生活に関する様々な問題が発生する中、消費生活の分野に関して、必要な基礎知識や最新の情報をテーマとした講座を開催しますので、関心のある方は、お気軽に受講ください。

4月26日(火) 14時50分〜16時20分
※毎月1回実施予定
所役場1階 会議室

講師 ▼上村正子氏
定員 ▼若干名
※無料

申前日までに役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213
※次回は5月24日(火)、テーマ「DeCo(イデオ) 私的年金メリット・デメリット」

人権相談・行政相談

【人権相談】

4月7日(木) 13時30分〜16時
所役場1階会議室

基本的な人権が脅かされた場合、救済などの相談にご利用ください。

相談員 ▼中野稔氏 ▼津久井淑恵氏 ▼羽賀智子氏

【特設行政相談】

4月7日(木) 10時〜11時30分
所 大津地域コミュニティセンター

特別障害者手当・障害児福祉手当または福祉手当のお知らせ

この制度は、精神または身体に重度の障がい... 有する20歳以上の方、または20歳未満の方に特別障害者手当、障害児福祉手当または福祉手当を支給することにより、これらの方の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給するものです。

【受給資格者】

- 特別障害者手当 ▼精神または身体に著しい重度の障がい... 日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。

【経過的】福祉手当 ▼昭和61年4月1日

において、従前の福祉手当を受給しており、特別障害者手当または障害基礎年金を受給できない方に支給されま

【定例行政相談】

4月7日(木) 13時30分〜16時
所役場1階会議室

役所の仕事について納得できないこと、ご意見ご要望などがあれば、お気軽にお立ち寄りください。

相談委員 ▼石邑良雄氏(豊頃旭町154) ☎(574) 2356

備考 ▼釧路行政評価分室でも相談を受け付けています。『行政苦情110番』 ☎0570-090110

畜犬登録および狂犬病予防注射を行います

令和4年度畜犬登録・狂犬病予防注射を次の日程で実施しますので、畜犬飼育者(生後91日以上)の犬の飼育者は、最寄りの実施場所へ必ず受け付けてください。なお、農村地区の登録済飼育者については、巡回して予防注射を行いますので、巡回日程表を確認のうえ在宅願います。

【料金(1頭につき)】
登録済の犬 注射料3240円
未登録の犬 注射料3240円、登録料3000円

【注意】
この登録と予防注射は、狂犬病予防法に基づき実施しています。受けられない飼育者は法律により処罰され

す。ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は受給できません。
受給資格者(請求者)が日本国内に住所を有しないとき。
受給資格者(請求者)が、障害児入所施設等に入所しているとき(ただし、通所している場合は除く)。

【手当額(令和4年4月)】

- 特別障害者手当 ▼月額27300円
障害児福祉手当(経過的)福祉手当 ▼月額14850円
ただし、受給者資格者(請求者)もしくはその配偶者、または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき、手当は支給されません。

日本赤十字社社資・寄付金募集のお礼と報告

皆さまのご協力により、たくさんのお金をお寄せいただき、令和3年度受付の総額は、580500円となりました。なお、お預かりした社資は、全額を日本赤十字社北海道支部へ送金いたしました。社資は、自然災害などにおける災害救護活動、国際活動のほか、医療活動や看護師の養成、救護法講習会の普及などに役立てられます。

【畜犬登録・狂犬病予防注射の日程】

Table with columns for dates (5月10日, 5月11日, 5月12日) and locations (e.g., 中央新町, 豊頃南町, 豊頃旭町, etc.)

十勝農業共済組合東部事業所でも予防注射を受けることができます。事前に電話でご確認ください。
十勝農業共済組合東部事業所 ☎(574) 2421

ることがありますので、必ず受け付けてください。

登録は犬の生涯で1度ですが、登録事項変更(死亡・不明・所有者住所の変更等)が生じたときは、速やかに役場住民課へ届け出てください。

問 役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213

畜犬取締り・野犬掃とうの実施
「豊頃町畜犬取締および野犬掃とう条例」に基づき、次のとおり野犬掃とうを実施します。

し上げます。
問 日本赤十字社豊頃町分区(役場福祉課福祉係) ☎(574) 2214

災害義援金を受付しています

日本赤十字社および共同募金会では、災害の被害者の生活支援を図るため、引き続き平成30年豪雨災害義援金等を受付けています。皆さまのご支援、ご協力をお願いいたします。

問 ▼日本赤十字社豊頃町分区(役場福祉課福祉係) ☎(574) 2214
問 共同募金委員会(社会福祉協議会内) ☎(574) 3143



消費者生活相談

架空請求や悪質な訪問販売、様々な立場を利用した振り込み詐欺などの相談にご利用ください。

時間が経つと不利になることもありますので、「おかしいぞ?」と思ったら、ためらわずにご連絡ください。

4月26日(火) 11時30分〜14時30分
所役場1階会議室
相談員 ▼上村正子氏
問 役場住民課生活環境係 ☎(574) 2213